

岐阜県立大垣東高等学校三稜会奨学金規程

【名称】

大垣東高等学校三稜会奨学金(以下「奨学金」)

【目的】

第1条

この奨学金は、岐阜県立大垣東高等学校(以下「本校」)在校生(以下「生徒」)および卒業生を対象に、将来の有為な人材に対する奨学を目的とする。

【奨学生の資格】

第2条

奨学金を支給するのは、前条の対象者のうち以下の条項に適しており、奨学金を受けるに相当と認められる者とする。

- 1 明確な志と本校に対する誇りを持ち、学業優秀あるいは文化、芸術、運動等に秀でた者とする。
- 2 経済的に就学が困難(奨学給付金受給または他の給付型奨学金の受給者等)で、高い目標を持って継続して努力する者ならびに学業優秀な者とする。
- 3 広く社会課題の解決に向けて研究・行動しようとする者、あるいはボランティア活動等社会貢献に積極的に取り組む者とする。

【奨学生の決定】

第3条

奨学生の決定は、本校学校長の推薦に基づき、三稜会役員会の審議を経て、三稜会会長(以下「会長」)が決定する。

【奨学基金】

第4条

本奨学金制度は、本校創立30周年記念事業における寄付金、創立 50 周年記念事業における寄付金等をもって奨学基金を構成する。

【奨学金の限度額】

第5条

- 1 この奨学金は、当該年度に三稜会が奨学基金を運用して得た利金の範囲内で給付する。
- 2 当該年度において、給付該当者が少なく、給付額が利金総額を下回った場合、差額を基金に繰り入れ、次年度以降給付とする。

【奨学生の対象】

第6条

奨学生の人数及び団体数は第5条に基づき、適正な数とする。

- 1 第2条の1に該当する給付は、原則3年生、および卒業生とする。団体競技に関しては、チームを一つの組織として考え、チームに給付する。突出した生徒(「突出した生徒」のおよその基準は、日本代表強化選手や候補選手というレベルの生徒を指す。)がいれば別途協議する。
- 2 第2条の2に該当する給付は、原則3年生とする。
- 3 第2条の3に該当する給付は、在校生、および就学中の卒業生とする。

【奨学金の停止】

第7条

- 1 奨学生が次のいずれか1項に該当するに至った場合は、会長は三稜会役員会の審議を経て直ちに奨学金の支給を打ち切ることができる。
 - (1) 修業の見込みがなくなったとき
 - (2) 学業成績または性行が不良となったとき
 - (3) 奨学金を必要としなくなったとき
 - (4) 奨学金の使用目的が適当でないとき
 - (5) 退学、休学または転校したとき
 - (6) 在学期間中に処分を受けたとき
- 2 本条により奨学金の支給を打ち切られた場合、すでに受給した奨学金は三稜会に返済しなければならない。

【奨学金の返済】

第8条

奨学生は、第7条の規定に定める場合を除き、受領した奨学金を返済しなくてよい。

【本規程の改正】

第9条

本規程は、三稜会役員会の決議により改正することができる。

【制度の施行】

第10条

本奨学金制度は、平成16年4月1日より施行する。

平成17年11月14日改正

平成29年11月13日改正

平成30年11月1日改正

令和元年11月11日改正

令和6年4月1日改正